登 校 許 可 願

※この用紙を提出することによって出席停止扱いとします。

1.			※以下のいずれか 不明又は疑い		2.	新型コロナ	ウィルス感染	 绘症
3.	百日		个奶又(J級V)		4.	麻	疹	
5. 咽頭結膜熱				(6.	流行性耳下	腺炎	
7.	風	疹		8	8.	水	痘	
9.	結	核		1	0.	流行性角結	i膜炎	
11.	腸管出血性	生大腸菌	i 感染症	1	2.	溶連菌感	染症	
13. 感染性胃腸炎 (ノロウィルス・ロタウイルス等)					4.	その他 ()
上記	2 (○即) %	疾病によ	.り、	年	月	日(発生	定日) から	
		_	年	月	日	(療養最終日	1)までの	_日間
+6 -24		2. 19 Y)	4	• >		
静香	き甲であって	こか、王	要症状が消	退し、固	乏	から感染の	おそれがない	150
と診断されましたので、登校の許可を願います。								
	年	月	日					
	はつしば学園小学校							
			年	組児	重.	氏名		
保						氏名		印

学校保健安全法施行規則の一部が改正され、令和5年5月8日付で施行されました。 感染症の種類・出席停止基準をよくご確認のうえ、登校再開をさせてください。

	出席停止基準
1 () 7 7 1	発症後5日(発症した日を0日目とする)を経過し、
1. インフルエンザ	かつ解熱後2日(48時間)経過するまで
2. 新型コロナウィルス感染症	発症後5日(発症した日を0日目とする)を経過し、
2. 利至コロアフィルへ恋未症	かつ症状軽快後、1日(24時間)を経過するまで
 3. 百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗
0. 11%	菌性物質製剤による治療が終了するまで
4. 麻疹(はしか)	熱が下がり3日経つまで
5. 咽頭結膜熱(プール熱)	症状が消えて2日経つまで
6. 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日
O. 加刊上井下派及(63たかくかと)	を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
7. 風疹(三日はしか)	発疹が消えるまで
8. 水痘	発疹がすべてかさぶたになるまで
9. 結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
 10. 流行性角結膜炎	
11. 腸管出血性大腸菌感染症	
12. 溶連菌感染症	 ※出席停止が必要となる場合もある
13. 感染性胃腸炎	
14. ヘルパンギーナ	停止基準:病状により学校医その他の医師において
14. マイコプラズマ感染症	感染の恐れがないと認めるまで
14. 手足口病	
14. ウィルス性肝炎 など	
14. 髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで

[※]番号は、表面の番号に準じる。